

各事業の比較について

以下の各事業は、公募要領に書かれた内容を簡略化して掲載しております。応募をする際には、必ず各事業の公募要領等をご確認、ご理解の上、申請くださいますようお願い申し上げます。

補助事業名	予算区分	対象分野	事業概要	申請者	申請単位	補助率等	主な補助要件	問い合わせ先	
								担当部署	電話番号
●エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	平成27年度	全業種	既設の工場、事業場等における既設設備・システムの置換え等の先端的な省エネルギー及び電力ピーク対策設備・技術の導入であって、政策的意義が高いと認められる事業に対する設備導入費を補助する。	事業活動を営んでいる法人及び個人事業主	事業を実施する工場、事業場等	補助対象経費の1/3以内 エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の1/2以内 (補助金額100万円以上であること) ※詳細は公募要領をご覧ください。	●以下の1～2いづれかの要件に該当することが必要です。 1.既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl(原油換算)以上確保される設備であること。なお、導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。 2.ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できること。 ●補助対象設備(省エネルギーに寄与する設備)に関するエネルギーの使用量を計測する機器およびEMStも対象 ●原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、予備設備等でないこと ●償却資産登録される設備(消耗品の単なる取換や修繕等は、不可)	審査第一グループ 合理化担当	03-5565-4463
●エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 年度またぎ事業(国庫債務負担行為分)							上記に加え、年度またぎ期間(平成28年2月～4月)を事業実施期間に含めざるを得ない外的要因がある事業のみを対象とする。		
●エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金	平成27年度 予算	全業種	産業・業務・運輸部門における省エネルギーを推進するため、省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付金利を低利とするため、予算の範囲内において利子補給金を交付するものです。	日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 ※詳細は、公募要領をご参照ください。	利子補給対象事業を実施するための資金について、経済産業省資源エネルギー庁が公募により決定する金融機関(以下、「指定金融機関」という)から新たに受ける融資(利子補給対象融資)ごと	<利子補給額> 本事業で定める要件を満たす利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた融資の利子分とする。 ※詳細は、公募要領をご参照ください。	日本国内において実施される事業であって、本事業で定める要件を満たした省エネ設備等の導入、又は最新の基準エネルギー消費効率を満たすトランナー機器等の導入する事業であること。 ※詳細は、公募要領をご参照ください。	審査第一グループ 利子補給担当	03-5565-4460
●地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)	平成26年度 補正予算	全業種	地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に、導入機器等の費用の一部を補助する。	事業活動を営んでいる法人及び個人事業主	日本国内で既に事業活動を営んでいる既設の工場・事業場・店舗等	●中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む) 補助対象経費の1/2以内 ●その他の事業者 補助対象経費の1/3以内 (1事業所あたりの補助金額50万円以上であること) ※詳細は公募要領をご覧ください。	地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入すること。	◀補助金の申請に関するお問い合わせ窓口▶	0570-001-290 (ナビダイヤル) IP電話からのご連絡 042-303-4200
						※詳細は公募要領をご覧ください。	◀証明書発行に関するお問い合わせ窓口▶	03-5565-3720	
●地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)	平成26年度 補正予算	全業種	既設の工場、事業場等における既設設備・システムの置換え等の先端的な省エネルギー設備・技術の導入であって、政策的意義が高いと認められる事業に対する設備導入費を補助する。	事業活動を営んでいる法人及び個人事業主	事業を実施する工場、事業場等	●中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む) 補助対象経費の1/2以内 エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の2/3以内 ●その他の事業者 補助対象経費の1/3以内 エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の1/2以内 (補助金額100万円以上であること) ※詳細は公募要領をご覧ください。	●以下の1～2いづれかの要件に該当することが必要です。 1.既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kl(原油換算)以上確保される設備であること。なお、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える前の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。 2.ピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量が800kWh以上であり、かつ「増エネとならないこと」が確保できること。 ●補助対象設備(省エネルギーに寄与する設備)に関するエネルギーの使用量を計測する機器およびEMStも対象 ●原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、予備設備等でないこと ●償却資産登録される設備(消耗品の単なる取換や修繕等は、不可)	審査第一グループ B類型担当	03-5565-4950
●再生可能エネルギー発電事業者のための蓄電システム導入支援事業	平成26年度 補正予算	電気事業者と受給契約を行う太陽光発電事業、または風力発電事業のうち、出力制御を実施する可能性を有する再生可能エネルギー発電事業	日本国内において電気事業者に再生可能エネルギー電気の受給を行う再生可能エネルギー電気の受給契約を目的とした蓄電システム設備を新たに導入し、所有すること。 ②補助事業の遂行能力を有し、再生可能エネルギー発電設備並びに補助対象設備について原則法定耐用年数(6年)の間継続的に維持運用できること。 ③導入する補助対象機器及び再生可能エネルギー発電設備の出力制御状況等に関して調査を行う場合は、協力できること。 ④申請者は、経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。 ※1 個人申請は、申請者が所有する住宅に再生可能エネルギー発電設備並びに補助対象設備を設置する場合に限る	以下を満す法人、個人事業主、個人 ※1 ①本事業により電気事業者に再生可能エネルギー電気の受給契約を行う再生可能エネルギー発電設備に出力制御を目的とした蓄電システム設備を新たに導入し、所有すること。 ②補助事業の遂行能力を有し、再生可能エネルギー発電設備並びに補助対象設備について原則法定耐用年数(6年)の間継続的に維持運用できること。 ③導入する補助対象機器及び再生可能エネルギー発電設備の出力制御状況等に関して調査を行う場合は、協力できること。 ④申請者は、経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。 ※1 個人申請は、申請者が所有する住宅に再生可能エネルギー発電設備並びに補助対象設備を設置する場合に限る	接続申込先の電気事業者との接続契約単位 ※同一の補助対象事業者が複数の異なる接続契約を行う場合は、接続契約単位ごとに申請	●中小企業等(個人、個人事業主、地方公共団体を含む) 補助対象経費の1/2以内 ●大企業 補助対象経費の1/3以内 ●補助上限額: 5億円/件 ※詳細は公募要領をご覧ください。	平成27年11月19日(木)付で補助事業期間の延長に伴う公募期間の延長及び要件の一部変更が行われました。詳しくは事業ページ及び公募要領をご確認ください。 ◆以下の要件を満たす事業であること ①電気事業者と受給契約を行う太陽光発電事業、または風力発電事業であること。 ②電気事業者との受給契約上、各エリアの電力事業者が定めた出力制御ルールに基づき出力制御を実施する可能性を有する再生可能エネルギー発電事業であること。 ③交付決定日前に、電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給が開始されていない事業であること。 ④再生可能エネルギー発電設備より平成29年1月31日(火)までに電力供給を開始する見込みである事業であること。 ◆補助対象となる蓄電システム ① 出力制御が実施される可能性を有する再生可能エネルギー発電設備に、長周期の課題及び短周期の課題等への対策を目的として設置される蓄電システムであること。 ② 蓄電システムは、再生可能エネルギー発電設備からの電力を蓄電することが可能なものであること。 ③ 蓄電システムは、蓄電池部(10.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムで、補助対象機器(蓄電システム本体機器)を一つのパッケージとして取り扱うシステムであること。なお、本システムには、全ての蓄電システム本体機器を統合して管理するための番号が付与されていること。 ④ 安全基準に準拠した蓄電システムであること。 ※詳細は公募要領をご覧ください。	補助金についてのお問い合わせ	03-5565-4660

各事業の比較について

以下の各事業は、公募要領に書かれた内容を簡略化して掲載しております。応募をする際には、必ず各事業の公募要領等をご確認、ご理解の上、申請くださいますようお願い申し上げます。

補助事業名	予算区分	対象分野	事業概要	申請者	申請単位	補助率等	主な補助要件	問い合わせ先	
								担当部署	電話番号
●ネット・ゼロ・エネルギービル実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	平成26年度補正予算	民生用の建築物 (既築、新築、増築及び改築)	ビルの省エネルギー化を推進し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）を実現するため、トップレベルの省エネルギーを実現する先進的な取組に対し、その構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援するもの。	建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセービングス）事業者、リース事業者等	事業を実施する民生用の建築物全体 ※テナントのみは不可	●補助対象経費の2/3以内または1/2以内。 再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しない場合は2/3以内。 ●上限：10億円/年 ※詳細は公募要領をご覧ください。	●以下の1～6の交付要件を満たすものであること。 1.日本国内で事業を営んでいる個人もしくは法人、または地方公共団体等で、当該システム・機器を国内の民生用建築物に導入すること。 2.建物全体の標準年間一次エネルギー消費量（その他負荷を除く）を50%以上削減できること。ただし「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすものであること。 3.「建物（外皮）性能の向上」として、PAL*を基準値より10%以上低減すること。 4.計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置を含むBEMS装置を導入すること。 5.熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明・コンセント等の計量区分ごとにエネルギーの計測・計量を行い、データを収集・分析・評価し、継続して省エネルギーに関する報告及び改善が可能なエネルギー管理体制を整備すること。 6.補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。 ●補助対象設備 ZEB実現に高与する 空調、換気、照明、給湯、BEMS装置等で構成するシステム・機器	審査第二グループ ZEB担当	03-5565-4063
●ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	平成26年度補正予算	戸建住宅	2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指すべく、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる住宅（以下、「ZEH」という）を新築する。ZEHの新築建売住宅を購入する、または既築住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものである。	住宅の建築主・所有者 (新築建売住宅の場合は購入予定者)	事業を実施する住宅ごと	定額 130万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律) ※但し、「寒冷地特別仕様」(地域区分 1,2,3地域において、高断熱外皮の性能UA値0.25以下、またはQ値1.0以下の場合)は定額150万円	以下の1～8の全ての要件に該当することが必要です。 1.申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下であること。 2.評価対象住宅の年間の一次エネルギー消費量（太陽光発電による創エネルギー分を除く）が、H25年基準、あるいは事業主基準における基準一次エネルギー消費量に対して20%以上削減されていること。 3.一定の断熱性能を満たすこと。 4.導入する設備が、SIIが別途定める一定の要件を満たすこと。 5.既築の場合は、改修により、SIIが別途定める「導入を必須とするもの」を原則すべて新たに導入すること。 6.要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。 7.定期的なエネルギー使用状況の報告ができること。 8.太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステムを導入すること。 ※詳細は公募要領をご覧ください。	審査第二グループ ZEH担当	03-5565-4081
●既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業（高機能建材）	平成26年度補正予算	既築の戸建住宅及び集合住宅	SIIが指定する省エネルギー性能の高い高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。	●戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。 ●集合住宅(分譲)の管理組合、集合住宅(賃貸)の所有者。 ●転売物件(戸建住宅・集合住宅(分譲))を購入し、所有を予定している者。	高性能建材を導入する既築の戸建住宅及び集合住宅	●補助対象経費の1/3以内とする。 ●上限：150万円/1戸(集合住宅の全戸改修においても1戸あたりとする。)	以下の要件を全て満たす事業を対象とする。 1. 既築住宅等の改修において、SIIに登録された高性能建材を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減すること。 2. 改修によるエネルギー計算結果は、公募要領「エネルギー計算結果早見表 (P.14～15参照)」に従うこと。 3. 2以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算書を添付し、申請すること。 4. 交付決定通知日以降に契約すること。 5. 補助事業に係る工事は、補助事業の「交付決定通知書」に記載する交付決定通知日以降に契約・着工(工事着手)すること。 6. 導入する高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。 7. 工事完了日から30日以内又は平成28年1月18日(月)のいずれが早い日までに、「補助事業実績報告書」を必ず提出できること。 8. 個人の申請者が、集合住宅(分譲)の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で窓の改修が認められていること。 9. 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住居部の改修を行うことも可とする。 ただし、非住居部のみの改修は不可とする。	審査第二グループ 高機能建材担当	03-5565-4131
●定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業	平成26年度補正予算	●民生用住宅 ●事業所等	SIIが認める定置用リチウムイオン蓄電システムを、住宅や事業所等に設置する機器購入費用の一部を補助する。	日本国内において、S I I が認める蓄電システムを設置し、使用する以下のもの ・個人(個人事業主含む) ・法人 ※蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、対象機器所有者と対象機器使用者にて、共同で申請してください。 なお、申請をする場合は対象機器所有者が主体となり申請を行ってください。 ※詳細は公募要領をご覧ください。	事業を実施する建物ごと	■蓄電システム購入金額が、当該補助対象機器毎に定められた基準価格(A値)に対して ①A値を上回っている場合 蓄電システム購入金額と当該補助対象機器の目標価格(B値)との差額の1/3 ②A値以下の場合 蓄電システム購入金額と当該補助対象機器の目標価格(B値)との差額の2/3 もしくは、蓄電システム購入金額の1/4のいずれが高い金額 ※詳細は公募要領をご覧ください。	本事業の補助対象機器は、以下の2種類があります。 なお、いずれの場合も補助対象とする蓄電システムは未使用品に限ります。 ① 量産型登録蓄電システム 量産型登録蓄電システムに関する公募に対し、機器製造事業者等から申請があり、S I I に補助対象機器として認められ、あらかじめS I I に登録される蓄電システムです。 S I I が補助対象機器として認めた蓄電システムはS I I のホームページ(http://www.sii.or.jp/)で公表します。 量産型登録蓄電システムの導入を検討する申請者は、必ず自身が設置しようとする蓄電システムが補助対象機器であることをS I I のホームページで確認してください。 ② 大型カスタム蓄電システム 単電池の定格容量×セル数が4 8 0 0 A h・セル以上であり、機器製造前に蓄電システムの使用者(所有者)と蓄電システムを提供するS I I に認められた機器製造事業者等の間において、仕様に関して書面による合意の取り取りがなされ、個別に製造が行われる蓄電システムです。大型カスタム蓄電システムについては、その特性上から事前に機器登録を行うことができないため、導入を検討する申請者からの交付申請及び実績報告時に当該機器の審査を行います。	審査第三グループ リチウムイオン蓄電池補助金申請担当	お問い合わせ先 0570-783-503 IP電話からのご連絡 03-5859-0372